

日本向けグアテマラ国産偶蹄類の動物の肉及び臓器並びにこれらを原料とするソーセージ、ハム及びベーコンの家畜衛生上の輸入条件

昭和51年3月26日 51動検甲第305号

- 1 日本向けに輸出される偶蹄類の動物の肉及び臓器並びにこれらを原料とするソーセージ、ハム及びベーコン(以下「輸出肉等」という。)を生産するためにと殺される生畜は、グアテマラ国において生産、飼育されたものであること。
- 2 輸出肉等を生産すると畜場、食肉処理場及び加工肉製造施設は、グアテマラ国政府機関により輸出肉等生産のため指定された施設であること。
- 3 輸出肉等又はその原料は、グアテマラ国政府獣医官による動物の生前及びと殺後の検査の結果、いかなる異常所見も認められないものであること。
- 4 輸出肉等の容器包装は、清潔で衛生的なものであること。
- 5 輸出肉等は、輸出までの間、家畜の伝染性疾病の病原体に汚染のおそれのない方法で処理、保管及び輸送されること。
- 6 上記以外の措置については、すべてグアテマラ国国内法規に基づいて行なうこと。
- 7 グアテマラ国政府機関は、上記各項を確認のうえ、各事項について具体的に記載した英文による証明書を発行すること。
- 8 グアテマラ国政府機関は、同国家畜伝染病発生状況を発生月報等により定期的に日本国政府機関に通報し、万一、同国に別記の家畜伝染病又はその疑似患畜の発生があった場合には、直ちに日本向け輸出を中止するとともに、日本国政府機関あて必要な事項を通報すること。

(別記)

牛疫、口蹄疫、アフリカ豚コレラ

豚肉等の家畜衛生条件への豚コレラに関する追加条件（仮訳）

- 1 日本向けに輸出される豚肉及び臓器並びにそれらを原料とする肉加工品（以下、「日本向け豚肉等」という。）については、以下の追加条件が適用される。
 - (1) グアテマラ国においては、豚コレラの発生がないこと。
 - (2) グアテマラ国においては、豚コレラのワクチン接種が禁止されていること。
 - (3) グアテマラ国においては、豚コレラのワクチンが接種された豚の輸入が禁止されていること。

- 2 第3清浄国から輸入された豚又は豚の肉及び臓器並びにそれらを原料とする肉加工品（以下、「豚肉等」という。）が日本向け豚肉等の生産に使われる場合は、グアテマラ国政府機関は、第3清浄国から輸入された豚又は豚肉等について(1)、(2)、(3)又は(4)を充足するものであることを証明すること。

- (1) 第3清浄国（地域）においては、豚コレラの発生がないこと。
- (2) 第3清浄国（地域）においては、豚コレラのワクチン接種が禁止されていること。
- (3) 第3清浄国（地域）においては、豚コレラのワクチンが接種された豚の輸入が禁止されていること。

又は

- (4) 日本向け輸出豚肉等の生産に使われる豚肉は、生前生後の検査の結果、豚コレラの疑いがなく、かつ、豚コレラワクチンの接種がされていない豚由来のものであり、第3清浄国において加熱処理等豚コレラのウイルスを殺滅する方法で処理が行われていること。

地域とは清浄国のうち豚コレラの発生が未だある及び/若しくは豚コレラワクチン接種を継続している国の一部のワクチン不接種清浄地域をいう。第3清浄国内における地域の認定は、日本家畜衛生当局が現地調査の上、実施する。

- 3 グアテマラ国において、豚コレラの発生があった場合、直ちに日本国家畜衛生当局に発生状況を通報すること。また、最終発生における必要な措置が完了し、終息後6ヶ月以上たった場合には、日本あて通知すること。

日本向けに輸出されるケーシングを使用した食肉等の追加条件

日本向けに輸出される食肉等について、ケーシングが使用されている場合、当該ケーシングについては、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

牛、めん羊及び山羊のケーシングが使用されている場合

- 1 ケーシングは、別添に掲げる国以外の国で生まれ、かつ、飼養された動物に由来するものであること。
- 2 ケーシングは、輸出国の政府機関の検査官が行うと殺の前後の検査により、家畜の伝染性疾病に感染しているおそれのないことが確認されたものであること。また、第3国から輸入したケーシングの場合には、輸入検査により、家畜の伝染性疾病に感染しているおそれのないことが確認されたものであること。
- 3 ケーシングは、上記(1)及び(2)の要件を満たすケーシングのみを取り扱う施設として、輸出国の政府機関の認定を受けた施設(以下「認定ケーシング施設」という。)で取り扱われたものであること(第3国から輸入したケーシングを使用して食肉等を生産している場合には、当該食肉等の認定加工等施設に対し本規定を適用する。)
- 4 輸出国家畜衛生当局は、認定ケーシング施設の名称、所在地及び認定番号を事前に日本国家畜衛生当局に通知すること。
- 5 ケーシングを用いた食肉等の日本向け輸出に当たって、輸出国家畜衛生当局は、次の各事項を具体的に記載した英文による検査証明書を発行すること。
 - 1) 上記1及び2の事項
 - 2) ケーシングの種類(天然、人工)、ケーシングの原産国名(ケーシング由来動物の出生及び飼養国名)、動物種名
 - 3) 認定ケーシング施設の名称、所在地及び認定番号

別添

豚のケーシングが使用されている場合

- 1 ケーシングは、輸出国の政府機関の検査官が行うと殺の前後の検査により、家畜の伝染性疾病に感染しているおそれのないことが確認されたものであること。また、第3国から輸入したケーシングの場合には、輸入検査により、家畜の伝染性疾病に感染しているおそれのないことが確認されたものであること。
- 2 ケーシングを用いた食肉等の日本向け輸出に当たって、輸出国家畜衛生当局は、次の各事項を具体的に記載した英文による検査証明書を発行すること。
 - 1) 上記1の事項
 - 2) ケーシングの種類（天然、人工）、ケーシングの原産国名（ケーシング由来動物の出生及び飼養国名）

Additional animal health requirements for the meat products using casings
to be exported to Japan from the exported country

In case the meat products to be exported to Japan uses casings, the casings must satisfy the following requirements.

In case the casings are derived from cattle, sheep and goat;

1 The casings are derived from animal which was born and raised in the countries other than the countries listed in Annex.

2 It has to be confirmed that the casings are free from any animal infectious diseases as a consequence of ante- and post-mortem inspections conducted by official inspectors of national government of the exported country.

In case the casing for the production of exported meat products are imported from the third countries, the casing must have been free from any evidence of animal infectious diseases as a result of import inspection conducted by the exported country.

3 Casings have been handled only at the facilities approved (hereinafter referred to as “approved casing facilities”) by the national government of exported countries as the ones which handle only casings prescribed in item 1 and 2.(In case the casings are imported from the third countries, this provision must apply to the meat processing facilities in the third countries.)

4 The animal health authorities of the exported country must inform the Japanese animal health authorities of the name, address, registration number of the approved casing facilities in advance.

5 The animal health authorities of the exported country must issue inspection certificates for the exported meat products using casing to Japan, stating the following items in English:

1) Item 1 and 2

2) The kind of casings (natural or artificial), country of origin and animal species of origin

3) Name, address and registration number of approved casing facilities

In case the casings are derived from pig;

1 It has to be confirmed that the casings are free from any animal infectious diseases as a consequence of ante- and post-mortem inspections conducted by official inspectors of national government of the exported country.

In case the casings for the production of exported meat products are imported from the third countries, the casing must have been free from any evidence of animal infectious diseases as a result of import inspection conducted by the exported country.

2 The animal health authorities of the exported country must issue inspection certificates for the exported meat products using casing to Japan, stating the following items in English:

1) Item 1

2) The kind of casings (natural or artificial), country of origin

Annex